

○議長（高橋伸二君）　ただいま議題となっております各号議案についての質疑と、日程第五十五、一般質問とを併せて行います。

質疑、質問は順序に従い許します。四十八番守屋守武君。

〔四十八番　守屋守武君登壇〕

○四十八番（守屋守武君）　おはようございます。自由民主党・県民会議の守屋守武でございます。高橋伸二議長のお許しを頂き、会派代表質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、今年一月一日の能登半島地震でお亡くなりになられた方々の御冥福を謹んでお祈りするとともに、多くの被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地での復旧作業や支援活動に従事されている方々に深く敬意を表しますとともに、一日も早い復興がかないますように心から願っております。

また、最近起きている幼い子供に対する実の親による痛ましい事件に心から憤りを覚えるとともに、このようなことのない世の中になければならないと誓うものであります。

それでは、通告に従い、会派代表質問をさせていただきます。

まず初めに、四病院再編について伺いたいと思います。

今回の四病院再編は、人口減少・少子高齢化に対応した仙台医療圏の医療体制の充実を図ることを目的に進められていることは周知のとおりであります。一方、その進め方や説明の仕方において、「丁寧さを欠く」「医療の役割に対する意識が不十分である」「患者さんの意見、働く人たちの意見、地域の意見が反映されていない」などなど進める上での多くの課題も出ております。そのような中で、私も様々な立ち位置における御意見は、新聞報道をはじめ同僚議員、または当事者の皆さんからも伺っておりますが、気仙沼・本吉地区から選出された立場として向き合ってみました。そうしたとき、今回の四病院再編計画については、仙台医療圏だけの問題ではない部分もあると考えております。気仙沼市と南三陸町の二次医療圏は、石巻、登米、気仙沼、南三陸で構成されております。その中で、自治体病院である気仙沼市立病院は、今年の四月から常勤の産婦人科医がゼロとなり、帝王切開をする場合はあらかじめ近くの中核病院、石巻日赤病院や県境を越えて岩手県の大船渡病院に対応をお願いすることとなります。気仙沼市役所から石巻日赤病院までは約一時間を要し、大船渡病院までは三十五分であります。

気仙沼市立病院は初診時・再診時選定療養費制度を取っており、診療は重症や専門的な部分を受け持つこととなっているので、市民の日常の診療はかかりつけ医になっております。そのときに、かかりつけ医から仙台の病院を紹介されるケースは少なくありません。そのために、気仙沼・本吉地方からも多くの人たちが患者として、また検査のために、仙台医療圏の病院にお世話になっております。また、命の道、三陸沿岸道路が開通したことで、私たちは大変助かっております。このような観点から見ますと、今回の四病院再編統合問題は、仙台医療圏だけの問題ではない側面があることも認識いただけたと思います。県民ひとしく命の重さに対する安全安心の環境整備にも配慮が必要ではないでしょうか。知事の見解を伺います。

先日、県に対して仙台市から、宮城県の中病院再編案に係る協議の要請がありました。私たちは、医療体制の安定、安全な環境になるように、共に県民として理解を深めること、同じベクトルで進むことが肝要だと思っており、今回の協議がそのような機会になればと思っておりますが、県として協議会に臨む姿勢について伺います。

次に、昨年十二月に仙台赤十字病院と県立がんセンターが基本合意を結びました。一方で、東北労災病院と県立精神医療センターは、提案では令和五年度内に基本合意を目指すとしておりました。仮に計画どおり進んだ場合の建設、機能移転の目安はどのようになっているのか伺います。

次に、地方の医療体制は年々脆弱になり、自治体病院の運営も厳しさを増しております。県として、県民医療の安全安心の確保の観点から見て、医師の偏在など医療圏ごとに大きな格差が生じてきていることについて、今後の対応を知事にお伺いいたします。次に、広域防災拠点についてお伺いいたします。

広域防災拠点整備事業については、昨年、仙台貨物ターミナル駅移転完了時期を令和八年度から令和十一年度に、宮城野原広域防災拠点整備完了時期を令和十四年度と示されました。また、公共事業再評価において、公共事業評価部会では、全体事業費を三百二十四億円から四百二十二億円と、九十八億円増額となることが示されました。初めはターミナル駅の移転完了を令和二年度と示していたことが、変更、変更で十一年度となったことは、鉄道ダイヤの合間を縫っての施工であったり、働き方改革等における労働時間の規制等もあり、移転事業費の大幅な増額については、知事も予期しておらない

こととはいえ、憤りを覚えるものであります。そのような中で、今年一月の能登半島地震を見て防災・減災の必要性をまざまざと感じたこともあり、改めて防災拠点整備事業の早期の完了を求めるものであります。知事の所見を伺います。

また、今回の能登半島地震に対して、知事は全国知事会の会長でもあり、全体を取りまとめて国とともに救済・復興に尽力いただいているものと理解するところでありますが、東日本大震災における最大の被災県であります宮城県において、災害からの復旧支援等について相当のアドバイスなりサポートができることと思っております。全力の対応を願うものであります。

次に、宿泊税について伺います。

宮城県は二〇二〇年二月に宿泊税を提案しましたが、新型コロナウイルスのパンデミックで取り下げた経緯があります。このときは、観光事業に充てられていた復興財源が終了することを受けて、その財源確保に充当するための提案であり、財源確保というあまりにも直接的なことに戸惑いました。宿泊税は、来訪されるお客様によりよい観光地・サービスを提供するためのものであり、お客様から頂いたお金を形を変えて還元するというのが基本的な考え方ではないでしょうか。その意味で、宿泊税を有効活用する、いわゆる「あなたのためによりよい満足のために」ということをしつかりアピールすることが大事であります。この視点がないと、宿泊事業者も宿泊客も腑に落ちないことになってしまいます。この点について、今回の提案にどのように配慮しているのか、県の考え方を伺います。

次に、地方は人口減少が急速に進んでいる現状から、各市町村ともに観光振興を基幹産業に挙げて交流人口の拡大を進めております。しかし、誘客を進めるための観光施策の展開をするためには財源が必要であり、その意味では、今回の宿泊税の提案は必要であると思います。そのときに、宿泊業者皆様には徴税をお願いするという観点から丁寧な説明とケアが必要であり、それぞれにメリットがあることをお伝えすることが大事になります。特に、徴収する税率及び用途については、総体的な話だけでなく、その地域ごとに納得のいく説明が必要ではないでしょうか。県の考え方を思います。

次に、宮城県と同時に仙台市でも宿泊税を検討しているとのこと、仙台は魅力的な街であり、私もいい街だなというふうに思っております。私は宮城県といっても岩手

県陸前高田市との県境の気仙沼・本吉地方に住んでいる住人として見てみますと、気仙沼・本吉地方に来る観光客のほとんどは、仙台経由で来られております。言い換えれば、地方の観光地の魅力が上がることで、また、そのように誘導することによって、仙台への入り込み数は増加します。このように考えると宿泊税は、宮城県と政令市仙台が県域発展のために共に協調して進める施策であります。このことについて知事の考え方を伺います。荒れた海に漁はないと言います。よろしくお願いいたします。

不登校の現状と対策についてお伺いいたします。

令和四年度の国立・公立・私立の小中学校の不登校児童生徒数が約二十九万九千人、これは過去最多であります。うち、学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約十一万四千人、これも過去最多となりました。宮城県の小中学校の不登校児童生徒数は三千五百二十九人、仙台市を除いております。そのうちの約三割が他機関との連携による支援を受けていない状況であります。もちろん過去最多であります。なぜ最近、不登校が急速に増えたのか。文部科学省は、理由は様々で一概には言えないとしながらも、コロナ禍の長期化で生活環境が変化したことや、学校生活での様々な制限で交友関係が築きにくくなったことなどが背景にあると分析しております。アンケートによる調査では、不登校のきっかけや不登校継続の理由で最も多かったのが、小中学校ともに気力が湧かないということ、その次に不安などの情緒的混乱や勉強への不安が来ております。このような状況の中で危惧するのは、他機関との連携による支援を受けていない不登校児童生徒であります。対応についてはこれまでアプローチしてきたこととは思いますが、せめてコンタクトが取れるようなことが必要であります。県の方策についてお伺いいたします。

また、不登校の理由の気力が湧かないということに関して、教育長はどのように捉えておりますか。多様な学びをともにつくる・みやぎネットワーク、通称みやネットが実施したアンケートは少し違って、学校の雰囲気であったり友達関係、学校の先生などの順でより具体的であります。問題の捉え方によって対応が変わりますから、このことについて県の見解を伺います。

政府においては、児童生徒が安心して学ぶことができる、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組の緊急強化を図るため、不登校・いじめ緊急対策パッケージが取

りまとめられました。その主な施策は、不登校緊急対策として令和五年三月に取りまとめたCOOLOプランを前倒しし、次の三つを重点に進めるというもので、一つ目は不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、二つ目は心の小さなSOSの早期発見、三つ目は情報提供の強化としております。内容は、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームなどの設置や、心の健康観察の推進などが挙げられており、そのほかにもボランティアのある対策となっております。思うところ、これは誰が担当するのか、従前の体制で担当するのでは大変だなと思っておりますが、県としてどのように取り組むのかお伺いいたします。

宮城県は不登校児童の居場所として学びの多様な学校が三校、ほかにけやき教室や心のケアハウスをはじめフリースクールやNPO団体がそれぞれ役割を担っており、みやネットのアンケートでは、学校に行きづらい日に過ごす場所の五一%が家で、その次に二九%でフリースクールとなっております。危惧するのは、多くのフリースクールは震災関連の助成事業をベースに運営しており、十五年で助成が切れることから、間もなく財政的に厳しくなるところが出てくるということでもあります。不登校児童生徒が増加している現状を鑑み、県は市町村と連携して、それぞれのフリースクール等民間の活動をしっかりと支えるべきではないでしょうか。県の考えを伺います。

農政についてお伺いいたします。

みやぎ食と農の県民条例基本計画で目指す将来の姿として、「共創力強化く多様な人材が豊かな未来をつくる みやぎの食と農」をキャッチフレーズに、人口減少や高齢化が進む中で、食と農業・農村への消費者の理解と協働の下、農業者だけでなく、次世代の若者も含め、食と農に関わる全ての人材が結びつき活躍することにより、豊かなみやぎの食と農の未来をつくっていく力を強化するとして、それぞれの具体的な目標を挙げて取り組んでおります。気仙沼・本吉地方は中山間地が多く大規模化とはいかないのですが、高収益作物への取組を促進するなど工夫が必要であります。一方で、登米や大崎などはまさに米どころであり、宮城の台所であります。そこで、まず米政策から伺ってまいります。

米の主産地である本県は、昨年は猛暑や資材高騰の影響はありましたが、他県と比較すれば収量や一等米比率も高い結果となり、安心したところであります。一方で、五

年水張り問題などの課題もあり、現場における生産離れが懸念されるところであります。安定的な稲作経営を進めるために、水張り問題も含め、今後どのような計画で進めていくのかお伺いいたします。

次に、地域の農業や農地を維持していくためには、担い手の確保が重要であり、現在、地域の担い手を明確化するため、地域計画や目標地図の作成が進められておりますが、県全体でどのようなイメージで考えているのかお伺いいたします。

次に、県では、米、畜産、園芸のバランスが取れた生産構造を図るため、みやぎ食と農の県民基本条例基本計画やみやぎ園芸特産振興戦略プランにおいて園芸産出額倍増を上げておりますが、水稲から園芸にどのように切り替えていくのかお伺いいたします。次に、畜産について伺います。

畜産部門は、牛枝肉卸売価格が低迷していることから、肉用子牛価格も低迷する中で、輸入に頼っている配合飼料価格は、円安で為替レートが高いために高止まりしており、厳しい状況が続いております。中でも酪農経営は大変厳しく、国や県の支援の継続が必要であります。対応についてお伺いいたします。

肉用牛の飼養戸数は、平成九年のときには一万八百戸あったのが、令和五年では二千五百五十戸と四分の一まで減っており、減少傾向に歯止めをかけなければなりません。補助や支援は長く続かないこともありますので、生産が成り立つような出口戦略が重要となってまいります。以前にも質問しましたが、仙台南の輸出戦略を本格的に取り組むべきではないでしょうか、伺います。

また、県内消費を促進するためのキャンペーンや温泉観光地との連携、魚のまち気仙沼や石巻などと仙台南の連携企画はギャップがあつて興味を湧くのではないのでしょうか。取組についてお伺いいたします。

次に、営農型太陽光発電、ソーラーシェアリングについてお伺いいたします。

営農型太陽光発電は、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造で、かつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組であります。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。まだまだ実績は少ないですが、エネルギー価格が高止まりしている現状において取組を進めることも必要ではないでしょうか。県の見解をお伺い

いたします。

次に、水産振興について伺いいたします。

コロナ禍における経済活動の停滞や、昨年のALPS処理水放水に対する中国などの輸入禁止措置、そして国際紛争における燃料や資材の高騰で、沿岸漁業は厳しい状況にあります。更に追い打ちをかけたのが昨年の海水温の上昇であり、カキやホタテがへい死するなど大きな被害が出ました。そこで伺います。

昨年夏の高水温によるカキ被害は、現時点において昨シーズンの約五〇%まで落ちると思われております。また、ホタテも随分へい死したとのことでありました。更に、宮城県の生産者が青森県から仕入れているホタテの半成貝が、青森県もまた高水温により壊滅状態となり、生産者は半成貝の仕入れが不安な状況にあります。更に、今年一月二十一、二十二日と沿岸を襲った低気圧で、宮城県沿岸のワカメが大きな被害を受けました。被害状況は現在取りまとめているとのことですが、生産者は次の仕込みもあり資金が必要となりますから、急ぎ宮城県漁業経営サポート資金の対応を図るべきではありませんか。県にお伺いいたします。

また、被害の状況次第では、貸付け金額、貸付け期間の見直しについても視野に入れて検討するべきでありますので、併せて伺いいたします。

次に、地球温暖化の影響で海水温が上昇していることは、養殖業にとって大きな問題であり、特に冷水を好むサケにとっては厳しい環境が続いております。全国シェア九〇%を誇る宮城県のギンザケ養殖は、以前はお盆頃まで出荷できていたのですが、近年は海水温の高止まりから出荷期間が短くなりました。このような状況から、高温耐性への品種改良に取り組むことは喫緊の課題であります。昨年視察した京都大学のベンチャー企業、リージョナルフィッシュのゲノム編集技術は、マダイの可食部の筋肉の量を一・二倍から最大一・六倍に増やした二十二世紀鯛として既に養殖が始まっております。ギンザケのみならず、このような企業と産業連携しながら高温耐性の開発に取り組むことが必要であります。県の考えをお伺いいたします。

水産業の後継者問題と事業の安定継承について伺います。

沿岸漁業・養殖業の経営体数は、一九八八年から二〇一八年までの三十年間で、十九万経営体から七万九千経営体まで五八%減少しました。大震災後は、復興事業の中で

漁場の集約や機械化を進めて個々の事業規模を拡大し、生産量や金額は回復してきたところでもあります。しかしながら、後継者の確保が大きな課題となっており、そのためには、家族経営から協業化や法人化などを進め、幅広く人材を確保し安定経営を目指していくことが必要であります。その支援、アドバイスを県として積極的に進めるべきではないでしょうか、県の考えを伺います。

次に、外国人人材の確保についてお伺いいたします。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議は、今年四月から制度を見直して、名称を育成就労制度とし、目的をこれまでの国際貢献から外国人材の確保と育成にすることにしました。主な変更内容の一つは、他の企業への転籍を可能としたところで、基本三年で一定の専門性や技能を持つ水準まで育成し、これまでは原則できなかった別の企業に移る転籍は、一年以上働いた上で一定の技能と日本語の能力があれば、同じ分野に限り認めるとしました。また、変更内容の二つ目は、実習生の多くが母国の送り出し機関や仲介者に多額の手数料を支払って来日していることから、その負担に関して、日本の受入れ企業と分担する仕組みにするもので、受入れ企業はこれまで以上に負担が増すこととなります。受入れ企業としては、転籍による人材流出と増える費用負担については悩ましいところですが、国際的な人材獲得競争の中では、日本が選ばれる国になることが重要であります。このような国際情勢の中で、昨年七月に知事がインドネシア共和国と包括協定を結べたことは大変大きな成果であり、県内の各企業にとっても人材確保に期待を寄せているところであります。令和六年度予算において、みやぎフェア・宮城県PRイベント&ジョブフェアを開催する事業費が計上されており、多くの企業の参加を頂き、成果を上げてほしいと思っております。県の立場では、雇用の局面には関与しませんが、雇用の経緯や状況についても把握しておくことが必要であります。県の立ち位置についてお伺いいたします。

また、今回の育成就労制度について、一年で転籍が可能になることから、宮城県が人材流入の窓口になり、他県に人材が流出してしまうことも懸念材料であります。今後は、受入れの監理団体や受入れ企業などと情報交換をするとともに、受け入れたい企業等にも広く情報提供することが必要であります。取組についてお伺いいたします。

同僚県議が東北大学さんと外国人人材の確保に関する施策について様々な情報交換

をしております。東北大学は、国際卓越研究大学の認定候補に選定されたこともあり、国際課題に対する社会貢献に対して前向きに取り組んでおられます。その中で、外国人関連の受入れ体制の在り方に対して、パイロット事業として学生が学びを実践する機会をつくり、もって社会貢献をする。他国、他県に先んじた取組の実践として有効ではないかと思えます。知事の所見をお伺いいたします。

次に、スポーツ振興についてお伺いいたします。

運動部活動の地域移行の取組と現状についてお伺いいたします。

公立中学校の休日の部活動については、二〇二三年度から二〇二五年度までの三年間を改革推進期間として地域移行に段階的に取り組み、可能な限り早期に実現することを目指すとして進められております。しかしながら、現状は県内の自治体間における温度差があり、協議会すら設置していない自治体の割合は一八%もあります。その課題の一つが指導者不足であり、県は指導者バンクをつくって登録を呼びかけ、指導者の公認資格のない方でも、県が行う講習を受講すれば指導ができるとしております。一方で、部活動指導員は会計年度職員として一般職の公務員となり、学校長の許可が必要であり、先生の代わりに部活動を見ることができません。こちらも公認指導者資格の有無は問わず、講習を受ければ指導をすることができます。更に、外部指導者制度もあり、技術的な部分の指導を担っており、現在、この立場で携わっている方が一番多いと思えます。今回設置する指導者バンクには、部活動指導員や外部指導者は学校との関係で発生するとしても登録になるのか、更に教員が登録することもあり得るのではないかと思えます。また、日本スポーツ協会の公認資格を有している人はどのように扱うのか、様々な状況が考えられます。県として一定の方向性を示すことが必要ではないでしょうか、お伺いいたします。

指導者の確保として、企業に協力を頂き就業時間内に部活動の指導をお願いする代わりに、企業に対して県や自治体は何らかのインセンティブを考える方法があります。実際に行っているところもあります。この辺りは県が積極的に進めるべきだと思いますので、対応についてお伺いいたします。

教職員の働き方改革から、部活動を切り離すことに主眼を置いた部活動の地域移行であります。少子化の著しい地方の中学校では、野球やサッカーなどチーム人数の必

要な部活動が単独校で活動できない状況が増えていることから、地域が受皿となる地域移行は、ある意味、渡りに船であると言える政策であります。課題は、受皿をどうするかということにあります。地域の宝である子供たちの受皿を地域でつくるためには、体育協会やスポーツ少年団だけでなく、目先を変えてまちづくり団体なども含めて協議することも大切であります。このように取り組むことによって、文化部の受皿も浮かんでまいります。スポーツで地域を笑顔にし、また、文化活動で心を豊かにする。部活動の地域移行は、少子高齢化、人口減少で悩んでいる自治体にとって、地方創生の糸口になります。そのような観点で取り組むと、企業版ふるさと納税なども活用できるのではないのでしょうか。取り組み方について、県の見解をお伺いいたします。

障害者スポーツの振興についてお伺いいたします。

昨年十月二十八日から三十日まで、鹿児島県の白波スタジアムで開催された二〇二三年特別全国障害者スポーツ大会の開会式に参加し、本県代表選手の皆さんを激励してきました。日焼けした皆さんの笑顔がすがすがしく感じられて、よい大会になると感じました。来年二〇二五年には、聴覚障害者のスポーツの祭典、デフリンピックが初めて東京で開催されます。また、私も会員になっているスペシャルオリンピックス日本・宮城は、知的障害者の皆さんがそれぞれのレベルで競技に挑戦しておられます。障害がありながらも、それを受け止めて社会で活躍している皆さんには、いつも励まされます。宮城県の障害者スポーツの推進における取組事業は、障害者スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会団体競技予選会や全国障害者スポーツ大会の県選手団の派遣等を支援しているところでもあります。一方で、障害があるなしにかかわらず、障害者スポーツを楽しむためには、障害者スポーツ指導員の育成や障害者スポーツボランティアの養成が重要になります。そのようなことから、仙台以外の地方の市町村においては、指導者不足や少子高齢化もあり活動機会が減少し、障害者の皆さんが思うように活動できていない状況と聞いております。できれば、県全体で偏りなく障害者スポーツを楽しめるように企画し、体制を整えていくべきであると思いますが、県の対応についてお伺いいたします。

更に、障害のある方々は交通手段、活動場所などにおいて制限があり、おのずと活動から遠ざかる傾向にあります。初めて活動に参加する場合など、地方では思うようにならない場合が多い状況にあります。県としては、地方でも障害者が気軽にスポーツを

楽しめる企画を出していくことが必要ではないでしょうか。県の考え方について伺いたいと思います。

次に、加速器産業の促進について伺いいたします。

国際リニアコライダーILCは、電子と陽電子を衝突させる直線型加速器を用いた次世代の国際的な素粒子実験施設で、従来の円形加速器と比べ、より高い高エネルギーと高い精度の衝突を実現し、素粒子の世界を更に深く解明することを目的としております。このILCの建設候補地は、二〇一三年、国際的な評価会議によって、日本の北上山地が最適であると結論づけられました。その大きな理由は、施設が地下百メートルに全長二十キロメートルのトンネルを設置することから、北上山地が安定した花崗岩帯であり活断層や地震のリスクが小さいこと、また、日本が国際的に安全であることなどが評価されたものであります。ILC建設は、地域経済の活性化に大きく貢献することはもとより、建設期間中には雇用創出や技術開発の促進などが期待され、完成後は世界中から多くの研究者が集まる国際的な学術拠点となることが期待されております。しかしながら日本政府は、建設予算が八千億円と巨額なこと、国際的な合意形成や建設費用の調達などを問題とし、北上山地へのILC建設を正式決定しておりません。我々岩手県議会・宮城県議会国際リニアコライダー建設実現議員連盟では、先月一月二十三日に鈴木財務大臣、盛山文部科学大臣らに建設実現に対する要望活動を行うとともに、今月八日には盛岡市において岩手県立大学の鈴木厚人学長、元KEK高エネルギー加速器研究機構の機構長の講演を頂いて活動を展開しております。ILC計画は、東北のみならず日本にとって大変大きな国際科学的な信用を得ることはもちろん、国際平和にも大きく貢献する事業であります。全国知事会の会長である村井知事の突破力を期待して、停滞する日本の科学技術発展に光をともしていただきたいと思います。村井知事の見解をお伺いいたします。

次に、次世代放射光施設ナノテラスについて伺いいたします。

この四月に運用を開始するナノテラスは、ILCの誘致実現のためにも、その活躍が大きく期待されているところであります。また昨年、東北大学が国際卓越研究大学に候補認定された際には、このナノテラスにおける最先端研究についても期待されておりました。また、台湾PSMCの半導体工場誘致に関連して、ナノテラスとの産学連携も

大きく期待されております。しかしながら、ナノテラスの現状に関して、一月三十日に気になる記事が配信されております。経済ジャーナリストの町田徹さんという方が、運営の財政面における懸念を指摘している記事で、コアリションメンバーという民間企業が当初の想定より不足しているとのことであります。産学官はじめ地域を挙げて一身に期待を集めているナノテラスの運営に万が一のことがあつてはなりませんし、兵庫県のスプリングエイトも運用開始後、軌道に乗るまでの間は厳しい財政状況であったと仄聞しております。宮城県としても知事を先頭に支援をしてきたところではありますが、ナノテラスの運営について、現状の認識を伺うとともに、万が一のことがないよう何らかの対応をすべきであると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。意のある答弁をお願いいたします。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 守屋守武議員の代表質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、宮城県の諸課題についての御質問にお答えいたします。

初めに、病院再編に係る県民の安心安全な環境整備と仙台市との協議についてのお尋ねにお答えいたします。

今回の病院再編については、仙台医療圏を中心に県全体の地域医療の現状と将来を見据え、病院機能の集約・拠点化を図ることにより、政策医療の課題解決に貢献する持続可能な病院の実現を目指すものであります。県といたしましては、救急医療や周産期医療などの政策医療について、仙台医療圏のみならず、県全体での視点に立って課題解決に取り組み、県民の安心安全な環境整備に努めてまいりたいと考えております。また、今月九日に仙台市から病院再編に係る協議の要請がありました。この協議を通じて、病院再編に伴う地域医療への影響等を改めて検証するとともに、個別課題の解決策や病院再編の効果を県民に広くお示しできるように、真摯に対応し、病院再編に対する理解の醸成に取り組んでまいります。

次に、東北労災病院と県立精神医療センターの合築に係る建設、機能移転の目安についての御質問にお答えいたします。

東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築については、年度内の基本合意を目指し、身体合併症への対応に関する病院間の連携などの協議を行うとともに、県南部の精神科医療体制の確保に向けて、精神医療センターのサテライト案の検討を進めているところであります。合築する新病院の開院や機能移転の時期につきましては現在協議中ではありますが、想定される病院整備の期間としては、基本計画の策定や設計書の作成、その後の工事期間も含め、基本合意から五年以上は必要になるものと考えております。

次に、医師の偏在などの医療圏ごとの格差についての御質問にお答えいたします。

国では、地域間の医師偏在状況を評価する物差しとして、二次医療圏単位で医師偏在指標を設定しております。この中で、仙台医療圏は医師多数区域となっておりますが、他の三つの医療圏は医師少数区域に分類されており、こうした格差が生じていることは大きな課題であると認識しております。このため県では、修学資金の原資を負担し、東北大学及び東北医科薬科大学の医学部に地域医療への従事を義務づける地域枠を設定するなど、それぞれの大学と連携しながら、県内の地域医療に貢献する医師を育成しております。これらの医師の継続的な輩出等により、将来的には医療圏ごとの格差が縮小するものと期待しております。県といたしましては、現在策定中の第八次地域医療計画に基づき、既存の医療資源も有効に活用しながら、引き続き、こうした取組を通じて安心安全な医療環境の整備に努め、持続可能な地域医療提供体制を確保してまいります。

次に、広域防災拠点事業の早期完了を求めるとの御質問にお答えいたします。

我が県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化、広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保、物資輸送中継拠点の整備等が必要であると強く認識したことから、県内唯一の基幹災害拠点病院に近接するなど、地理的優位性が高い宮城野原地区に広域防災拠点を整備することとしたものであります。県内では、東日本大震災以降も、令和三年、令和四年に連続して発生した福島県沖地震や、令和元年東日本台風など、近年、自然災害が頻発化・激甚化しております。更に、今年一月には令和六年能登半島地震が発生しており、今後、想定される大規模災害に的確に対応するためには、広域防災拠点の早期整備が必要であると改めて認識したところであります。今般、公共事業評価部会において、事業の必要性、事業費の増額や期間延

長の理由、費用対効果等について審議した結果、「事業継続は妥当」との答申と併せ、「今後の事業実施に当たっては、事業効果の早期発現に努めること」などの意見を頂いたところであります。県といたしましては、今回の答申の重みを十分認識し、一日も早い供用に向けて、鉄道事業者等の関係機関と緊密に連携し事業を推進していくとともに、第五次地震被害想定調査結果に基づき、更なる防災・減災対策の強化にしっかりと取り組んでまいります。

次に、宿泊税の有効活用に関するアピールについての御質問にお答えいたします。

宿泊税については、御指摘のとおり、観光地の魅力向上や新たなサービス提供に関する取組を通じて、税を負担いただく宿泊客に還元していくことが重要であり、このため、宿泊税の充当事業については、宿泊施設整備支援など観光産業の体制強化や、二次及び三次交通対策など、宿泊客のための受入れ環境整備を中心に構築する予定としております。また、税の有効活用の周知についても重要であり、税導入の周知に当たっては、DXを活用したアプリなどによる効果的な周知方法を検討しているほか、宿泊施設へのポスター掲示、リーフレットの配架や、駅、空港等における広告活動など、様々な媒体を活用しながら、宿泊税への理解が得られるよう、積極的なPRに努めてまいります。また、事業実施後は、みやぎ観光振興会議などへ報告を行うとともに、宿泊客や観光関係者の皆様などに対し、デジタルリーフレットの提供などにより、広く事業の実績や成果を明らかにすることで、宿泊税の使途の明確化や事業効果の見える化を図り、宿泊税の有効性をお伝えしてまいりたいと考えております。

次に、宿泊事業者への丁寧な説明とケアについての御質問にお答えいたします。

宿泊税の導入に当たっては、宿泊客から税を徴収し県に納入いただく宿泊事業者の皆様の御理解と御協力が必要不可欠と考えております。このため、県ではこれまで、みやぎ観光振興会議を全体会議、圏域会議合わせて計八回開催し、税の必要性や制度概要、使途の考え方などについて意見交換を行ったほか、計六十に及ぶ事業者、団体を個別に訪問し、制度の趣旨・内容の説明に努めてまいりました。また、現在も前回の訪問で御意見が多かった地域を中心に、改めてそれぞれの地域の実情を把握し、それを解決するための施策などについて意見交換を実施しているところであり、今後とも、県内各圏域の観光事業者と協議を重ねながら、特に御意見の多い、税収を活用した宿泊施設へ

の還元策や、税導入に伴う宿泊事業者の事務負担の軽減策などを検討し、事業者の皆様
の御理解を頂けるよう、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

次に、宿泊税導入に当たったの仙台市との協調についての御質問にお答えいたしま
す。

仙台市では、仙台市交流人口拡大推進検討会議において、今後必要となる観光施策
やその財源の議論を進めており、今日五日の会議で宿泊税導入の方向性を打ち出し、委
員からおおむね理解を得られたものと承知しております。仙台市の検討内容では、宿泊
施設の高付加価値化や観光産業の人材確保などの受入れ環境の充実や、各エリアの特色
を生かした魅力磨き上げ等を今後強化すべき施策として位置づけており、我が県の魅力
向上に必要なと考える施策の方向性は、県と仙台市で一致しているものと認識しておりま
す。このため、昨年十一月に開催された仙台市の検討会議の開催以降、仙台市との間で、
税の制度設計をはじめ、使途や導入時期について、緊密に協議を重ねているところであ
ります。県といたしましては、仙台市が実施する施策との相乗効果により、県内での周
遊や滞在時間が増加するよう、宮城県全体の魅力ある観光地域づくりについて、仙台市
と連携の下、強力に取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、農林水産振興についての御質問にお答えいたします。

初めに、安定的な稲作経営についてのお尋ねにお答えいたします。

全国の主食用米の需要量は毎年約十万吨減少しており、水田農業を基幹とする我
が県において、農業者が安定的に営農を継続していくためには、需要に応じた米の生産
により再生産可能な価格を維持するとともに、国の交付金も活用しながら、収益性の高
い園芸作物や大豆、麦などへの転換を進め、所得を確保することが重要と認識しており
ます。一方国では、令和四年度から令和八年度までの五年間で一度も水張りが行われて
いない水田については、水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外することとして
おります。県といたしましては、地域農業再生協議会等と連携を密にし、引き続き、需
要に応じた米の生産と収益性の高い作物への転換を進めるとともに、地域の実情に応じ
たブロックローションや畑地化による産地形成が円滑に進むよう支援すること、
水田農業の振興と農業者の所得向上に努めてまいります。

次に、地域計画策定における県全体のイメージについての御質問にお答えいたしま

す。

農業者数が減少する中で、地域農業や農地を維持していくためには、担い手を確保し、将来誰が耕作するのかを特定していくことが重要となっております。こうした状況などから、市町村においては、令和六年度末までに目標地図を含む地域計画を策定することになっております。このため県では、昨年度より圏域ごとにモデル地区を設置し、地域計画の策定を支援するとともに、市町村・農業委員会職員のコーディネートスキルの習得に向けた研修会等を行ってまいりました。これらの取組により、市町村においては、意向調査など工程表に沿った地域計画の策定作業がおおむね順調に進められております。県といたしましては、全ての地区で期限までに確実に地域計画が策定されるよう、引き続き支援するとともに、地域計画策定を契機に、担い手の確保・育成や、これまで地域で守り続けてきた農地が次の世代へ引き継がれるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、水稻から園芸への切替えについての御質問にお答えいたします。

我が県の農業を地域経済を支えるもうける農業として持続的に発展させるためには、先進的施設園芸や大規模露地園芸の振興による園芸生産の拡大が重要であることから、第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画において、県の園芸産出額を倍増する目標を掲げております。この目標の実現に向けて、加工・業務用野菜において、実需者ニーズに基づいた生産、加工、販売など一連の仕組みを確立するサプライチェーン構築の取組を支援し、水稻に比べ収益性の高い園芸品目への転換を図ってまいりました。特に、実需者からはポテトチップス用バレイショやタマネギ、サツマイモなどの品目が求められていることから、県内各地において産地化を進めているところがあります。県といたしましては、新たな品目も加えながら、引き続き実需者との連携を図り、水田における園芸産地づくりを推進してまいります。

次に、配合飼料価格高騰対策の継続支援についての御質問にお答えいたします。

配合飼料価格については依然として高止まりしており、特に酪農経営に大きな影響を及ぼしていると認識しております。県では、国の配合飼料価格安定制度等による支援について継続を要望してまいりましたが、国による緊急的な支援は昨年十二月をもって終了となりました。このため、昨年度から県で実施している飼料購入費の一部の助成に

ついて、今年度第四・四半期の単価を増額して支援するため、本定例会に補正予算を提案したところであります。国では、配合飼料価格安定制度の在り方について、今月から検討を始めると伺っておりますが、県といたしましては、酪農を含む畜産農家が安心して経営を継続できる制度となるよう、引き続き全国知事会等を通じて国に要望してまいります。

次に、仙台牛の輸出戦略や県内消費の促進に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

初めに、仙台牛の輸出戦略についてですが、我が県では牛肉を輸出基幹品目の一つとして掲げ、仙台牛銘柄推進協議会など関係機関と連携し、香港、台湾、ベトナムなどからバイヤーを招聘し、仙台牛を部位別に提案しているほか、海外では飲食店向けのプロモーションを行うなど、仙台牛の輸出拡大に向けた取組を展開しております。また、台湾においてエバー航空のラウンジでも仙台牛が紹介されているなど、海外における仙台牛に対するニーズは高いことから、県としては、引き続き広く海外の市場に目を向け、積極的にプロモーションを行い、新しい商流の構築や輸出量の拡大に取り組んでまいります。

次に、仙台牛の県内消費の促進については、仙台牛銘柄推進協議会において、温泉旅館を含む仙台牛提供店などを対象としたキャンペーンを毎年行っておりますが、より一層の消費促進を図るため、提供店の拡充が必要と考えております。県といたしましては、流通業者や仙台牛提供店などに加え、市町村の観光部局と連携した新しい企画についても検討するなど、仙台牛の更なる消費促進につなげてまいります。

次に、高水温等による養殖被害への対応についての御質問にお答えいたします。

昨年夏の異常な高水温の影響を受け、カキなどがへい死し、生産量が減少しているほか、先月の南岸低気圧でワカメなどに大きな被害が生じており、資金繰りが厳しい状況にある漁業者も出ているものと認識しております。災害等による資金繰りの支援として、県では、一時的に経営が悪化している漁業者の運転資金を支援する、原則無利子の漁業経営サポート資金や、被害の影響が長期化する場合に、貸付け期間がより長く限度額の大きい水産業災害対策資金を制度化しております。県としては、漁業者の生産や経営の状況に応じて、この二つの制度資金を効果的に活用できるよう、宮城県漁業協同組

合等と協議を進めており、早期の発動に向けて対応してまいります。

次に、外国人材に係る雇用の経緯や状況把握についての御質問にお答えいたします。現行の技能実習制度は、人材育成等の観点から転籍ができないことや、監理団体による監理・支援が十分でない場合があることなどが指摘されてきたところであり、

今般、技能実習制度に代わり、外国人材の確保・育成を目的とする育成就労制度が新たに制定される予定であり、新制度では特定技能への移行がより円滑に進むため、外国人材が長期就労できる道筋が整うものと考えております。更に新制度では、送り出し機関に関する情報の透明性を高め、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図ることとされており、我が国が魅力ある働き先として選ばれる国になる環境が整うものと考えております。県といたしましては、御指摘のとおり、雇用の経緯や状況について、監理団体や受入れ企業へのヒアリングに加え、外国人技能実習機構や国際人材協力機構等とも更に連携を深めながら、実態把握に努めてまいります。

次に、大綱三点目、スポーツ振興についての御質問にお答えいたします。

初めに、企業等へのインセンティブについてのお尋ねにお答えいたします。

部活動の地域移行を円滑に進めるためには、指導者の確保について、スポーツ関係団体だけでなく、民間企業に協力いただくことも重要であると認識しております。国においては、スポーツを通じた従業員の健康増進に取り組む企業の認定制度があるほか、他県では、アスリートを雇用している企業を入札制度において評価している事例があると承知しております。県としては、これらの事例を基に、既に部活動に指導者を派遣している県内企業などにお話を伺いながら、民間企業の地域クラブ等への積極的な協力を促す効果的な手法について検討してまいりたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税の活用についての御質問にお答えいたします。

部活動の地域移行を契機として、地域全体で多様な主体がスポーツや文化活動を楽しむことは、地域のにぎわい創出や地域コミュニティの形成など、地方創生の観点において重要であると認識しております。こうした考えの下に、県では現在、国の地方創生交付金や企業版ふるさと納税を活用し、総合型地域スポーツクラブと連携し子育て支援を目的としたモデル事業を実施しております。県といたしましては、部活動の地域移

行を踏まえ、スポーツを通じたにぎわいの創出に向けて、企業版ふるさと納税が活用できるよう、企業に対して積極的に働きかけを行ってまいります。

次に、県全体で偏りなく障害者スポーツを楽しめる体制整備等についての御質問にお答えいたします。

障害者スポーツは、障害のある方の健康増進や生きがいがづくり、社会参加の促進の面で大きな効果があるほか、障害に対する理解を深める効果もあると認識しております。しかしながら、各障害者スポーツ団体が仙台医療圏に集中していることから、県内各地域における障害者スポーツの普及拡大が課題となっております。そのため県では、障害者スポーツに関する知識・技能を有する指導員やボランティアの養成や派遣などを行っているところであります。今後も、市町村や県障害者スポーツ協会などと連携し、指導員等の増加を図るとともに、スポーツ体験のイベントを県内各地で開催するなど、障害のある方が気軽にスポーツに参加できるように取り組んでまいります。

次に、地方で障害者スポーツを広める企画についての御質問にお答えいたします。交通手段等の制限のある障害者がスポーツに親しむ機会を創出できるよう、地域においてスポーツ活動に参加しやすい環境整備が必要と考えております。県では、障害者スポーツの普及のため、県障がい者福祉協会を通じ、活動団体等からの要請に応じて、各種スポーツ大会や体験会などの指導や支援を行っているほか、県内の支援学校や障害者施設などを訪問し、障害者スポーツを体験する巡回指導教室を実施するなど、障害のある方が身近な地域でスポーツに参加できるよう取り組んでおります。県といたしましては、県内各地でのスポーツ普及に引き続き取り組み、障害者の参加を促進してまいります。

次に、大綱四点目、加速器産業の振興についての御質問にお答えいたします。初めに、ILCについてのお尋ねにお答えいたします。

ILCの誘致実現は、国際的な協力関係の下、世界各国から研究者が集まり最先端の研究が行われることにより、技術革新や人材育成が図られるほか、地域に対する経済効果や雇用創出など、様々な面で大きな波及効果が期待され、東北、そして我が国の未来を切り開くプロジェクトになるものと考えております。県ではこれまでも、東北ILC推進協議会や岩手県等の関係団体と密に連携し、国への要望活動や誘致に向けた機運

醸成に取り組んでおり、また、全国知事会としても、I L Cの国内への誘致に向けて、国として国際的な議論を積極的に主導するよう、継続して要望しております。県といたしましては、引き続き、県議会の皆様のお力添えも頂きながら、全国知事会と連携して、I L Cの誘致実現に向け、国に働きかけてまいります。

次に、次世代放射光施設ナノテラスについての御質問にお答えいたします。

ナノテラスの整備は、一般財団法人光科学イノベーションセンターにおいて行われており、その費用は、利用企業からのコアリジョン加入金及び地域パートナーからの各種支援等により賄われることとなっております。既に、県においては、同財団に対して、ナノテラスの整備が円滑に進むよう、四十億円の補助金を交付しているところであります。ナノテラスは、今年四月の運用開始に向けて順調に施設整備が進められておりますが、長期的な安定運営のためには、更なるコアリジョンメンバーの獲得による産業利用の促進が必要不可欠であります。県といたしましては、今年度からナノテラスを利用する企業向けにオフィス等の賃料補助を実施するほか、来年度からはコアリジョン加入企業を対象とした立地奨励金制度を予算化するなど、引き続き、更なるコアリジョンメンバーの獲得による安定運営に寄与してまいりたいと考えております。ナノテラスが宮城、東北、日本全体の新たなイノベーション創出の拠点となるよう、地域パートナーとともに取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 企画部長武者光明君。

〔企画部長 武者光明君登壇〕

○企画部長（武者光明君） 大綱三点目、スポーツ振興についての御質問のうち、人材バンクへの登録についてのお尋ねにお答えいたします。

部活動の地域移行については、指導者の確保が大きな課題であると認識しております。県ではこれまで、新たな指導者の掘り起こしのために、市町村をはじめスポーツ・文化芸術関係団体や企業に対して協力を依頼するとともに、人材バンクの開設についての説明を行ってきており、昨日現在で九十五名の方に登録いただいております。この人材バンクに登録いただいた方のマッチングに当たっては、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格取得者、教員免許保持者、県の研修を受けた方、その他の指導者資格保有

者を条件としております。県としましては、指導者の資質向上を図るため、一昨日に指導者研修会を実施し、百六名の方に参加いただいておりますが、地域クラブの指導者については、公認資格を取得していることが一番望ましいと考えているところであります。このようなことから、指導者の方に対して資格取得の働きかけを引き続き行うとともに、教育委員会と連携し、資格取得のための支援について他の自治体の事例を参考にしながら、どういったことができるかを考えてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱二点目、農林水産振興についての御質問のうち、育成就労制度に係る情報交換と企業への情報提供についてのお尋ねにお答えいたします。

今般、新たに制定が予定されている育成就労制度については、転籍の在り方や監理団体の許可基準が現行の技能実習制度から大きく変更されることとなっており、県内企業においても不安を感じているところも多いと認識しております。このことから、今国会で議論されると伺っている育成就労制度の具体的な内容の理解促進を図るため、県においては、県内企業に対するセミナーや個別企業訪問に加え、来年度は専任コーディネーターによるアフターフォローも徹底してまいります。また、外国人材活用の検討から採用・育成・定着に至るまでの相談をワンストップで実施する外国人材相談窓口も設置することとしており、これらの事業を通して、企業に寄り添った支援をしっかりと行ってまいります。

次に、外国人材の受入れに係る学びの実践についての御質問にお答えいたします。

今後、我が国における外国人の比率が高まっていくことが確実視される中で、日本人の学生が外国人材の実際の就労環境を体験し、生の声を聞くことなどが大変重要であると考えております。これまで県では、東北大学全学教育科目、インクルージョン社会において、多文化共生や外国人材に係る講義を行うなど、次世代を担う学生から、県の外国人施策について意見を伺ってきたところでございます。このような取組に加え、県内の監理団体や外国人を受け入れている企業を実際に訪問しフィールドワークを行うこ

とは、学生が具体的なノウハウを蓄積し、外国人材との共生社会を構築する上でも有効であることから、大学等からそのような御提案を頂いた際には、県が持っているネットワークを活用し、学びを実践する機会の創出に最大限協力してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱二点目、農林水産振興についての御質問のうち、営農型太陽光発電の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

営農型太陽光発電は、作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用による農業経営の更なる改善等が期待できる取組であると認識しております。県内では、令和三年度末までに約二十八ヘクタールの農地で太陽光発電が行われておりますが、営農に当たっては、日照不足による作物の生育障害が見られるなどの課題も生じております。県といたしましては、優良農地の確保に努めることを基本としながら、農業者の収益向上と農業農村の振興につながるよう、関係機関と連携しながら、営農型太陽光発電の活用を支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 水産林政部長吉田信幸君。

〔水産林政部長 吉田信幸君登壇〕

○水産林政部長（吉田信幸君） 大綱二点目、農林水産振興についての御質問のうち、高温耐性の魚種への品種改良に向けた、民間企業との共同研究についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県のギンザケ養殖は、海水温上昇に伴い養殖期間が短くなっており、今後の養殖振興を図る上で、高水温に耐性を持つ品種への改良は有効な対策になるものと認識しております。県においては、これまで、養殖期間の短縮に対応するための高成長ギンザケの作出などに取り組んでおりますが、民間企業等では、ゲノム編集などの新しい技術を応用し、高温耐性を有する魚類養殖の研究が進められていることから、現在、ギンザケ養殖について、そのような技術を持つ企業と情報交換を行っております。県といたしましては、引き続き、大学や研究機関を含めて幅広く情報収集を行うとともに、民間企

業との共同研究も視野に入れながら、県内の主要養殖種であるギンザケ養殖の安定生産に向けて取り組んでまいります。

次に、後継者の育成等についての御質問にお答えいたします。

我が県の漁業就業者数は、後継者不足や高齢化により急激に減少しており、持続的な漁業経営を図る上では、経営基盤強化に向けた協業化等も推進しながら、後継者の育成と労働力の確保を進めることが必要であると認識しております。このため県では、漁業就業に係るワンストップ相談窓口の開設や、みやぎ漁師カレッジ研修などにより、新規就業者の確保に努めるとともに、法人化・協業化に向けて、専門家の派遣や勉強会の開催などを行っております。また、国では、複数の漁業者が共同で養殖施設等を整備する場合に対応した補助制度を設けており、その活用などを通じて、協業化の取組を支援しているところです。県といたしましては、引き続き、このような取組を推進するとともに、各地域に配置した水産業普及指導員を中心として現場のニーズを把握しながら、漁業経営体の基盤強化につながる協業化・法人化等について積極的にアドバイスを行います。本県漁業を担う人材の確保、漁業経営の安定化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、宮城県の諸課題についての御質問のうち、他機関との連携による支援を受けていない児童生徒への対応等についてのお尋ねにお答えいたします。

宮城県内の仙台市を除く市町村立学校で、学校に登校していない児童生徒三千五百二十九人のうち、他機関との連携による支援を受けていない児童生徒は約三割おりますが、これらの児童生徒に対しても、学校での別室支援や家庭訪問等により学校が支援に当たっており、支援が届いていない児童生徒は約四％となっております。県教育委員会といたしましては、こうした児童生徒に対して、市町村教育委員会が設置する教育支援センターが中核となって、学校、関係機関、フリースクール等民間施設が連携し、個に応じたアプローチの方法を検討するなど、適切な支援につなげられるよう、市町村教育

委員会と連携して取り組んでまいります。また、気力が湧かないという理由については、勉強への不安や友達関係の悩みのほか、学校の雰囲気になじめないなどにより、登校に意欲が持てないという状況になっているものと捉えております。県教育委員会では、学習内容や学び方を選択しながら自ら学ぶ授業への改善や、友達と関わりながら楽しく取り組める活動の充実を図るほか、子供たちの声を聞きながら、学校運営の改善を図るなど、魅力ある、行きたくなる学校づくりを推進してまいります。

次に、国の不登校・いじめ緊急対策パッケージは多くの事業で構成されているが、県はどのように取り組むのかについての御質問にお答えいたします。

教室で過ごすことに不安を抱える児童生徒については、学校内及び学校外の両面から支援していくことが重要であると認識しております。県教育委員会としましては、国の不登校・いじめ緊急対策パッケージを受け、不登校児童生徒全ての学びの場の確保のため、学校内での学び支援教室の拡充や、学校外でのみやぎ子どもの心のケアハウスの教育支援センターとしての機能強化を図っていくほか、心の小さなSOSの早期発見のため、来年度から、新たに県立高校において心の健康観察相談システムをモデル的に導入するなどの取組を進めることとしております。今後も児童生徒が安心して学ぶことができるよう、COCCOLOプランの趣旨を踏まえ、国の制度も活用しながら、市町村教育委員会と連携して取り組んでまいります。

次に、フリースクール等へ市町村と連携し支援すべきとの御質問にお答えいたします。

学校に登校していない子供への支援については、個々の児童生徒の状況に応じた多様な教育機会を提供することが重要であり、フリースクールやNPO団体等の民間施設もその役割を担っていると認識しております。県教育委員会では、市町村の実情に応じた支援ができるよう、みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業において、市町村教育委員会が設置する教育支援センターの機能を民間団体に委託可能とするほか、教育支援センターの支援員をフリースクール等民間施設に派遣し、学校に登校していない児童生徒の状況に応じた支援を可能とするなど、柔軟な運用に努めているところです。児童生徒の学びの場の確保や支援体制の整備については、地域の実情によって異なることから、県教育委員会としましては、各市町村教育委員会における児童生徒支援についての

方針を確認しながら、関係部局とも連携し、学校に登校していない児童生徒が社会的自立を図っていけるよう、引き続き市町村教育委員会を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 四十八番守屋守武君。

○四十八番（守屋守武君） ありがとうございます。四病院再編、大変大きな課題だというふうに思いますが、私たち地方から見ますと、実は医療と教育が整っていないと若い人がなかなか返ってこないということがございまして、そういった、その二次医療圏を包括するような、やはりシステムが必要だし、医師の配置も必要なだろうと思いますから、そのところはしっかりと対応いただきたいというふうに思います。

また、宿泊税につきましては、実は国のほうでは、県とか市町村の課税競争いになつてはいかんよということを一番警戒していたわけですね。そういった観点から行きますと、今、仙台市と宮城県、ここがしっかりと連携していただかないと、それこそ荒れた海には漁がないということになると、どこにもいいことにはならないんですね。この観点をもう一度確認させてください。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） まず、私と郡市長の間でしっかりと協議をして、できれば同じタインングの議会に提案しましょうということを決めまして、その後、池田副知事と仙台市の藤本副市長の間で今具体的なものを詰めながら、そして細かい作業は担当者を通してやらせていただいているということであります。六月議会以降に出せるように、仙台市もまだ最終的に詰めきっていない部分がございます。県は三百円というお金を決めて、仙台市は二百円と決めておりますので、その辺についてどのような形ですり合わせていくのか、また、仙台市内の分については誰が責任を持って徴収するのかといったような最後の詰めに今やっているとところでございます。

○議長（高橋伸二君） 四十八番守屋守武君。

○四十八番（守屋守武君） 宿泊税の在り方が課税競争にならないようにというのは、地方は地方の政策を打ちたいんだと。だから地方でもかけたいのだけでも、県がやるのであれば、地方にもその分しっかりと目配りをしてほしいという、その観点がなくなかなか理解いただけないということです。今、圏域会議の中でそちらのほうをやっていく

ということでもありますから、そのところはそういう形に期待したいというふうに思います。

不登校対策ではありますが、本当に学校が物すごい仕事量になるのではないかと思っ
ていて、こういったところのシステムがもう少し何か必要なのではないかというふう
に思っているところでもあります。なかなかびっくりするのは、やはりその子供が小学校低
学年なんかだと、行きたくないと言ったときに、親は行かなくてもいいと言う、これは
積極的不登校とか選択的不登校と言われていて、こういったことの境ですね。行かせる
ことで非常に大きな負担になる場合と、例えばそうではなくて、今日の気分がよくない
から行きたくないと言ったことがそのまま継続してしまうという、この見極めというの
はそれぞれの家庭大変だと思っんですよ。こういった点について、教育長どのようにお
考えでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 不登校の児童生徒の出現率が増加していくこと
については、不登校への理解が深まった部分と、保護者の登校に対する意識の変化が見ら
れるというところはございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、
児童生徒の生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限
がある中で交友関係を築くことが難しかったことなどが、登校する意欲が湧きにくい状
況にあったということも背景にあるというふうに感じているところでございます。県教
育委員会といたしましては、学校に行けなくなることはどの児童生徒にも起こり得るこ
とであるということで、登校していないということだけで問題行動であると受け取られ
ないように配慮しながら、児童生徒の最善の利益を最優先に考え支援を行うことが重要
であると考えているところでございます。

○議長（高橋伸二君） 四十八番守屋守武君。

○四十八番（守屋守武君） 部活動の地域移行というのは、今、地方が大変な状況にあ
るときに、一つの活性化、地方創生の目玉になると実は思っているんですね。大変だ大
変だと言ってやっていない、取り組む角度が違っているんだというふうに思います。そ
ういったところを見直してやっていく必要があるし、人材も、教員は例えば行った学校
に自分がやりたいクラブがない人、こういう人はどうやって活用するのと。ほかの学校

に行つて指導できるのかとかね、こういう弾力性が必要だと思いますから、そういったことをしっかり考えていただきたいというふうに思います。

水産でありますけど、大変な被害が出ました。サポート資金とか災害対応資金、あたりがとうございます。これ、早急に対応してください。来年に向けて、やはり地域の生産者は、このしけで今ワカメのほうもなかなか早く切り上がるのではないかと言われています。今までにない、私たちのところの、沖の海水温も十度を下回らないという、こんなことは今までなかったということなんです。ですから、これからまだまだそういった部分では被害が出てくるのだろうというふうに思いますので、ここところは地域の実情にに応じてしっかりと対応いただきたいと思ひます。

ILCは、せっかく知事会の会長でありますから、しっかりとお願いしたいというふうに思いますし、ナノテラスであります、コアリションメンバー、これをしっかりと獲得していくことが大事だと思いますので、その辺のところは、いま一度お伺いしておきます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 議員御指摘のとおり、ナノテラスにつきましては、財団はもとより、地域のパートナーであります東北経済連合会、それから仙台市、東北大学とともに、まずは状況の認識を共有しております。それから、認識の共有もしております、トップ級会談としまして定期的に池田副知事もその会談に出ておまして、状況を把握しながら必要な支援を今後とも行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 四十八番守屋守武君。

○四十八番（守屋守武君） この加速器産業というのは、やはり東北に大きな転機をもたらすもの、半導体と一緒にね。だからそこをきっちりやってほしいのだけど、疑問点があるから質問しました。知事どうですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） まずILCにつきましては、岩手県の北上山地にトンネルを掘つてというものであります。一期生の方たち、ちよつと初めて聞いて具体的に分からないかもしれないですけども、要は研究施設で、電子と陽電子ですかね、ぶつけて、それによってヒッグス粒子というものが発生する、それを調べると。ヒッグス粒子という

のは宇宙の一番始まりのときに出ていたものであって、それを調べるといことです。つまり宇宙の始まりを調べる研究施設ということ。宇宙を調べようと思うと、宇宙の果てまで飛んでいくか目で見るかしかないのですけれども、それだと宇宙というものが分からないということで、ヒッグス粒子を人工的に生み出すというものだそうあります。もしかすると、それに更にダークマターと言われる今まで知られていない物質が分かるかもしれないということでもありますから、宇宙科学、この宇宙がどうやって生まれたかを調べるためには本当に非常に重要な施設だというふうに思います。それを中国も造りたいというふうに考えているので、科学技術を考えると、やはり日本で造って研究施設として世界中の研究者が集まってくるような地域にしたいという考え方であります。私も大賛成でございまして、知事会としても、岩手県の知事を中心にはありませんけれども、しっかりとサポートさせていただきたいというふうに思っております。

それから、放射光施設についてはまた全然違うものであって、物体の性質を調べるといものである。これは強くしたX線を当てて調べるものでありまして、これは物質科学、物を調べるのには最適な研究施設であります。今まで、三GeVの——三ギガエレクトロンボルトというエネルギー体のものがありませんでしたので、調べるエネルギー体がありませんでしたので、そういう意味では、物質等調べる意味で非常に有意義な施設だろうというふうに思っております。残念なのは、先ほど守屋議員が御指摘のとおり、コアリションメンバーのお金を集めて運用していくことなんですけど、それが思ったよりなかなか集まっていけない。つまり資金ショートする可能性が出てきているということ。先ほど部長が答弁したように、これは宮城県だけが誘致したものではなくて、東北大学も、そして科学技術イノベーションというところが財団でやっていて、東北大学と東経連と県と仙台市がサポートしているということ。ですから、全て県が責任を負うということではできませんけれども、みんなで力を合わせてコアリションメンバーをまず集めていくことでもあります。先般も一つ企業をみんなで、県職員の力を合わせて集めてきました。協力してもらったことになりました。誰か任せではなくてみんなで力を合わせて、とにかく資金ショートしないように、サポートしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 四十八番守屋守武君。

○四十八番（守屋守武君） 最後になりますけれども、フリースクールが子供たちの受皿になっております。ここの財政支援、しっかりとお願いをしまして、質問を終わります。